

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和4年11月24日 19時15分ごろ
発生場所	宮崎県宮崎市宮崎港 宮崎港北防波堤灯台から真方位249° 1,550m付近 (概位 北緯31° 54.9′ 東経131° 27.6′)
事故の概要	貨物船松栄丸は、入港中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和4年12月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 松栄丸、497トン
船舶番号、船舶所有者等	135031、松栄株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に凹損を伴う擦過傷 岸壁 コンクリートに欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、荷揚げの目的で、岡山県倉敷市水島港を出港し、宮崎港に向けて航行した。</p> <p>船長は、宮崎港港外から、船橋の遠隔操舵装置を使用して単独で入港操船に当たり、約7ノットの対地速力で南西進し、着岸予定の宮崎港東地区第9岸壁に向かうため予定変針地点で左舵を取った。</p> <p>船長は、前方の景色に変化がなかったため、舵が効いていないと思い、慌てて遠隔操舵装置の電源を何度か切ったり入れたりしていたところ、本船が左に向き始めたが、目前に宮崎港西地区第11岸壁（以下「本件岸壁」という。）を認め、機関を全速力後進としたものの、右舷船首部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>本船は、その後、着岸予定岸壁まで航行して着岸し、船長は、本事故の発生を船舶所有者に連絡した。</p> <p>船長は、本事故後、遠隔操舵装置に作動不良が生じて一時的に舵が効かなかった旨船舶所有者に報告し、船舶所有者は、舵製造会社に依頼して点検を実施したが、不具合箇所は確認されなかった。</p>
分析	<p>本船は、南西進中、船長が、着岸予定岸壁に向けて左舵を取ったものの舵効が得られず、左転できないまま本件岸壁に向かって南西進を続けたことから、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>本船は、本事故時、遠隔操舵装置に作動不良が生じたことから、舵効が得られず左転しなかった可能性があると考えられるが、本事故</p>

	後、不具合箇所が確認されていないことから、その原因を明らかにすることができなかった。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が南西進中、船長が、着岸予定岸壁に向けて左舵を取ったものの舵効が得られず、左転できないまま本件岸壁に向かって南西進を続けたため、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、出航前に操舵装置の動作確認を必ず行い、航行中、操舵装置の異常に気付いた場合は、他の船舶の通航の障害とならない海域等に停船させ、自船及び他船の安全確保を優先すること。</li></ul>